

○松本市文化財審議委員会の組織及び運営等に関する規則

令和7年3月28日

規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、松本市文化財保護条例（昭和51年条例第41号）第6条第3項の規定により松本市文化財審議委員会（以下「審議委員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議委員会の委員の定数は10人以内とし、学識経験を有する者の中から市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 特定の事項を調査するため、必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員長)

第3条 審議委員会は、委員の中から委員長及び副委員長を互選するものとする。

- 2 委員長は審議委員会に関する事務を処理し、審議委員会の議長となる。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議委員会の会議は、市長の要請により委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数を以てこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 審議委員会は必要に応じ、委員以外の学識経験者又は利害関係を有する者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議委員会の庶務は、文化観光部文化財課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議委員会の運営について必要な事項は、審議委員会及び市長が相互に協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に松本市文化財審議委員会の組織及び運営等に関する規則及び松本市文化財保護条例施行規則を廃止する規則（令和7年教育委員会規則第13号）第1号の規定による廃止前の松本市文化財審議委員会の組織及び運営等に関する規則（昭和33年教育委員会規則第3号。以下

「旧規則」という。)の規定により松本市文化財審議委員会の委員に委嘱されている者は、この規則第2条第1項の規定により委嘱された者とみなす。この場合において、委員の任期は、旧規則の規定に基づく委員として委嘱された日から起算する。